

平成 29 年 1 月 4 日
消 費 者 庁

公益通報者保護制度に関する民間事業者・労働者の実態調査の結果について

消費者庁では、「民間事業者における内部通報制度の実態調査」及び「労働者における公益通報者保護制度に関する意識等の調査」の結果を取りまとめましたので、お知らせします。

1. 調査概要

(1) 調査目的

民間事業者及び労働者の公益通報者保護法の認知状況や内部通報制度の導入実態を把握し、公益通報者保護制度の普及・啓発、実効性の向上に向けた施策の立案等の基礎資料とする。

(2) 調査方法等

- 民間事業者調査: 全国の民間事業者の中から従業員数、業種、地域等に偏りがないように抽出した約 15,000 社を対象に、インターネット調査及び郵送法調査を実施。有効回答数約 3,500。
- 労働者調査: 全国の労働者の中から、年齢、性別、地域、業種等に偏りがないように抽出した約 3,000 人を対象に、インターネット調査を実施。有効回答数約 3,000。

(3) 主な調査項目

- 公益通報者保護法の認知状況
- 内部通報制度の導入状況
- 内部通報制度導入事業者における取組状況(窓口設置場所、内部規程の内容等)
- 内部通報制度の信頼性・安心感向上のために事業者が講じている方策
- 通報・相談窓口を利用しやすくするために労務提供先に望むこと
- 公益通報者保護制度の実効性を向上させるために求められる措置

本調査についての問合せ先：

消費者庁 消費者制度課 川野、梅津

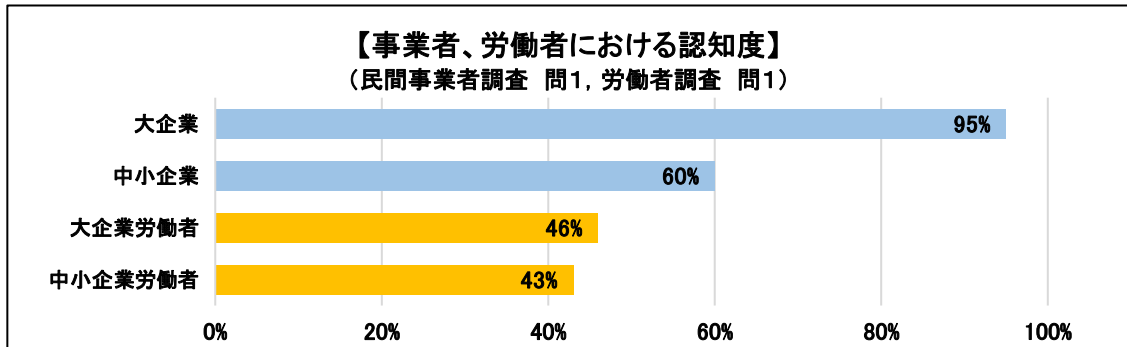
TEL 03 - 3507 - 8800 (内線 2118)

FAX 03 - 3507 - 9283

2. 調査結果のポイント

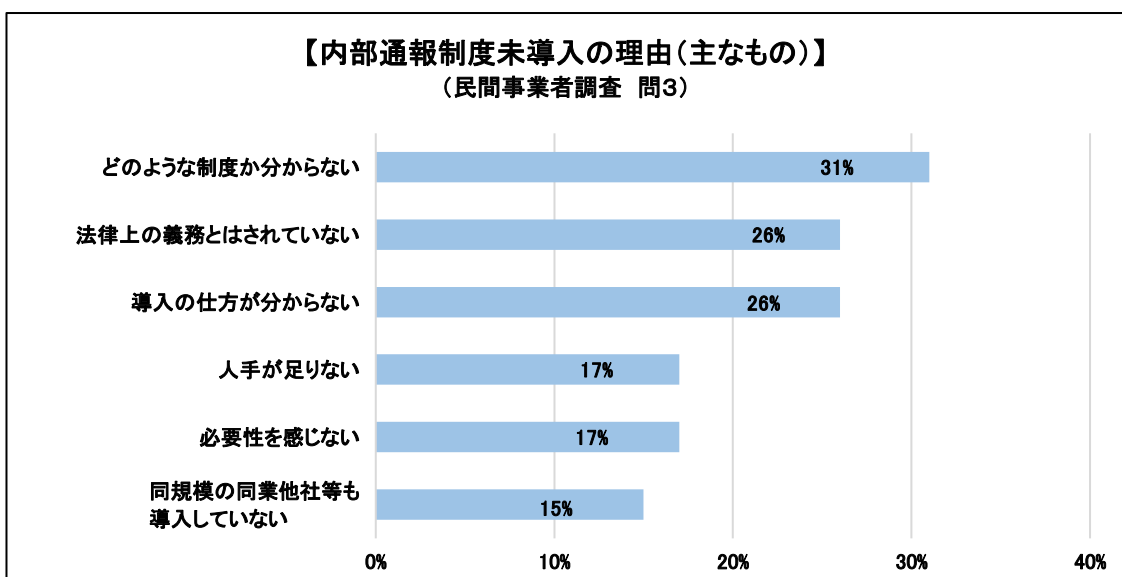
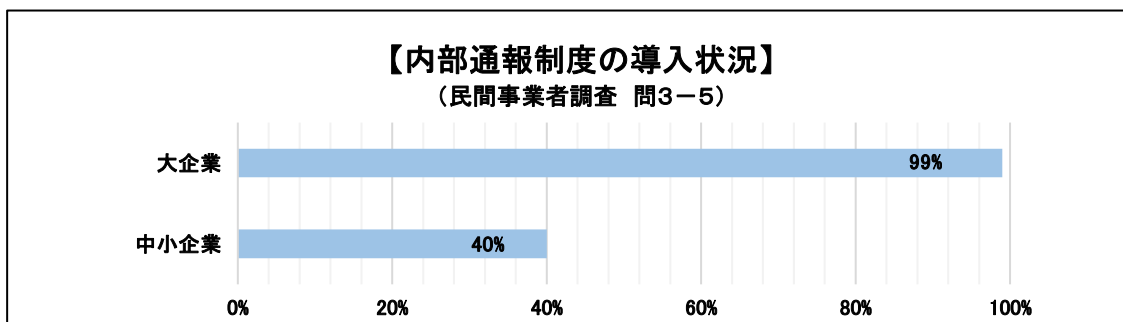
(1) 公益通報者保護法の認知度

中小企業及び労働者の法の認知度が必ずしも十分とはいえない。



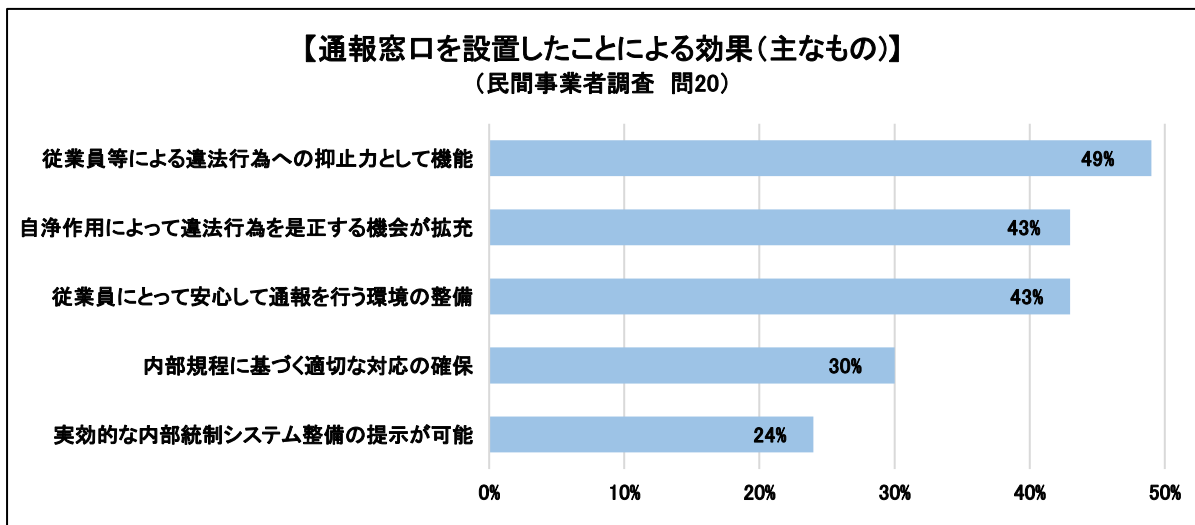
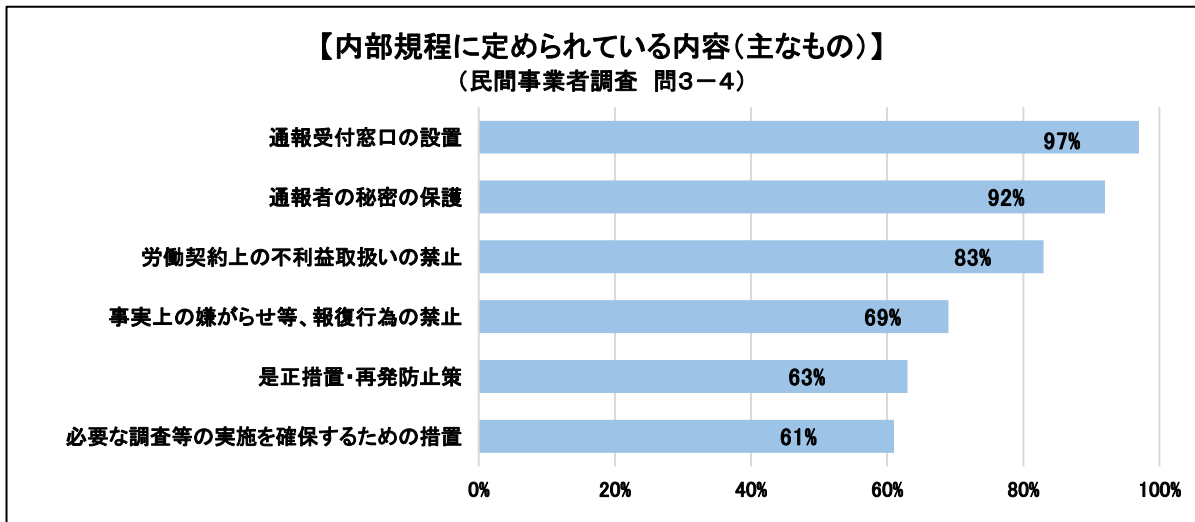
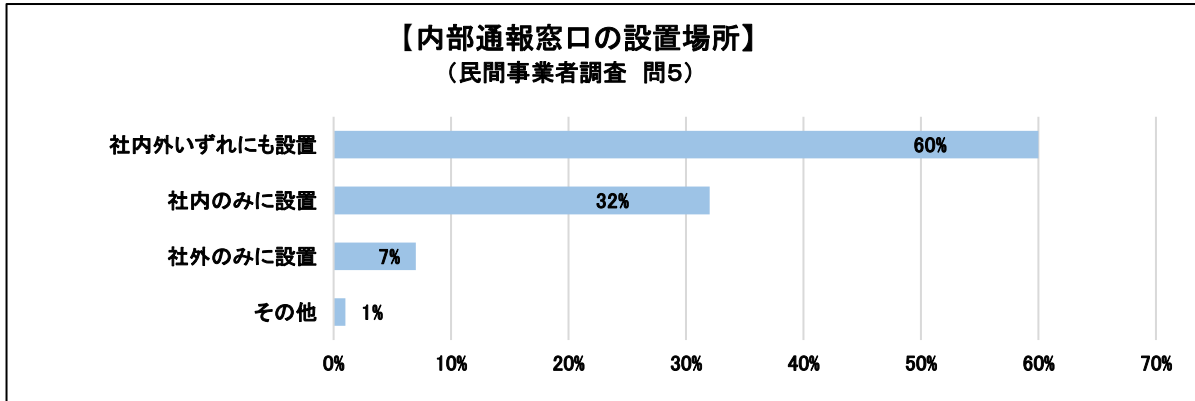
(2) 内部通報制度の導入状況

中小企業で内部通報制度の導入が進んでいない。



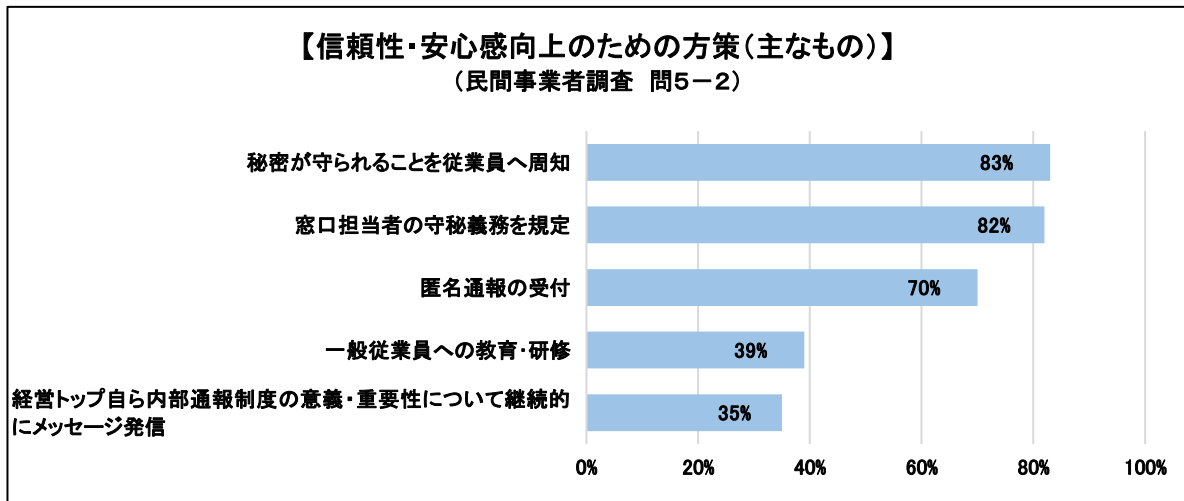
(3) 内部通報制度を導入した事業者における取組状況

内部通報制度を導入した事業者においても、その取組状況は様々であるが、内部通報窓口を設置したことにより、一定の効果が得られている。



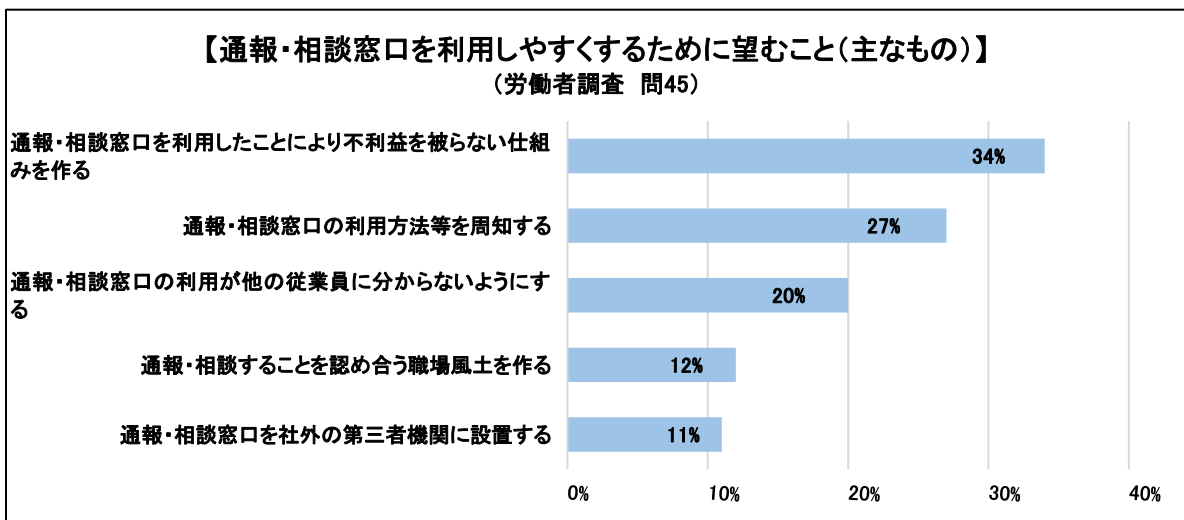
(4) 内部通報制度の信頼性・安心感向上のために事業者が講じている方策

従業員に向けた方策としては、秘密が守られることについての周知や、経営トップによる継続的なメッセージの発信などが行われている。一方、整備・運用に係る方策としては、窓口担当者に守秘義務を課すことや、匿名通報を受け付けるなどの方策が講じられている。



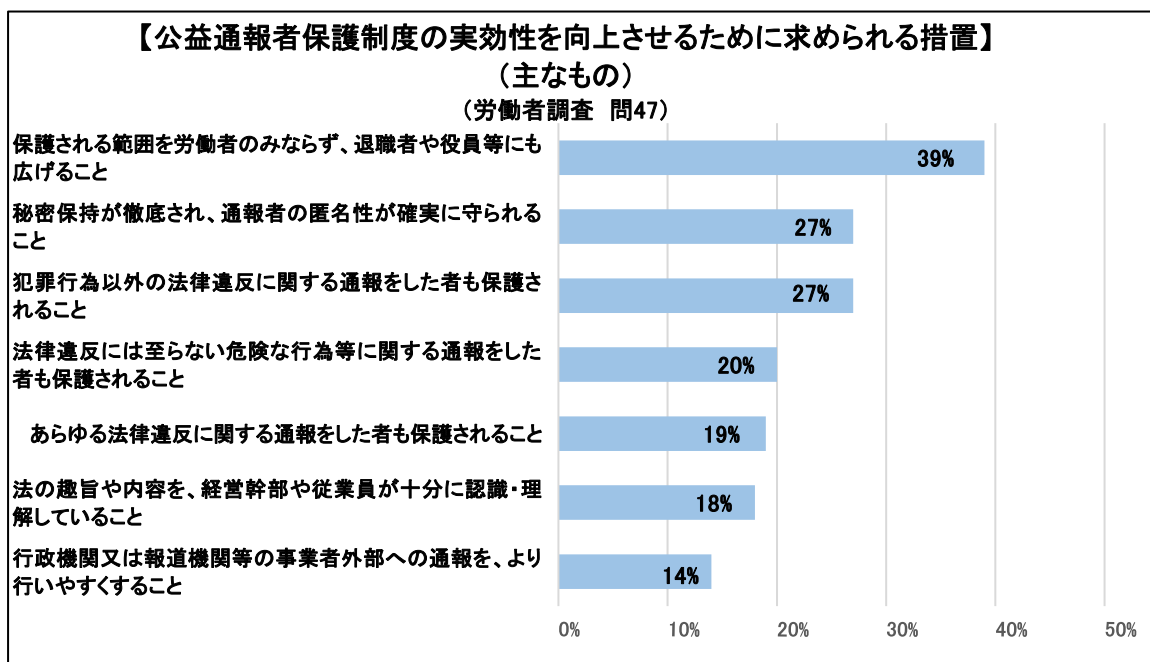
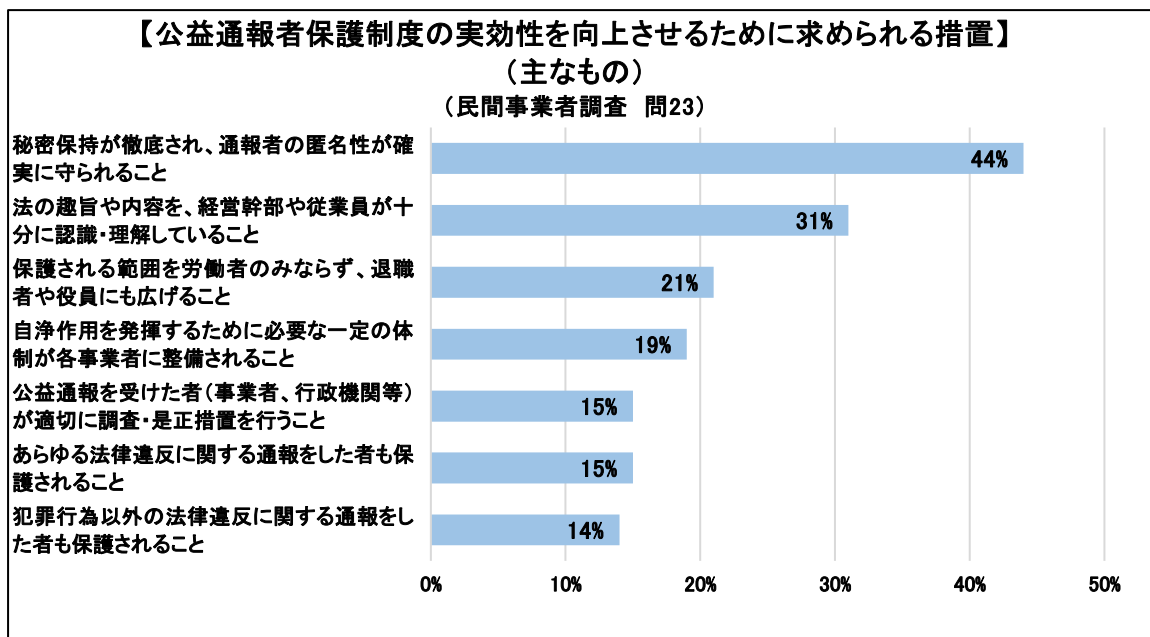
(5) 通報・相談窓口を利用しやすくするために労務提供先に望むこと

通報・相談による不利益を被らないことや匿名性の確保とともに、職場風土の問題や、社外の第三者機関への窓口設置などが挙げられている。



(6) 公益通報者保護制度の実効性を向上させるために求められる措置

求められる措置として、匿名性の確保が民間事業者においては1位に、労働者でも2位に挙げられている。前述の、(3)内部通報制度を導入した民間事業者における取組状況「内部規程に定められている内容」、(4)内部通報制度の信頼性・安心感向上のために事業者が講じている方策、更には(5)通報・相談窓口を利用しやすくするために労務提供先に望むことにも共通して、匿名性の確保に関するものが挙げられており、民間事業者、労働者とも、公益通報者保護制度の実効性の向上には匿名性の確保が最も重要なポイント、との共通認識があることが伺える。



以上